

## 第11回青森県市町村合併推進審議会会議録

日 時 平成20年3月27日(木) 14:30開会 15:50閉会

場 所 ラ・プラス青い森4階「ル・シエル」

出席者(8名) 会長:末永 洋一  
委員:北村 真夕美委員 杉澤 むつ子委員 平出 道雄委員  
福島 弘芳委員 藤川 幸治委員 松井 フミ委員  
良原 せつ委員

欠席者(2名) 委員:辻 琢也委員 前山 総一郎委員

説明等のために出席した県職員(6名)

青森県総務部長	海老原 諭
青森県総務部次長	佐々木 郁夫
青森県総務部市町村振興課長	徳大寺 祥宏
青森県総務部市町村振興課課長代理	越前 正一
青森県総務部市町村振興課合併推進グループリーダー	中平 雅夫
青森県総務部市町村振興課合併推進グループ主幹	小野 厚志

会議次第 1 開 会  
2 議 題  
(1) 検討対象市町村(風間浦村、佐井村)及び構想対象市町村の状況  
について  
(2) その他  
3 閉 会

議事の概要

### 1 開 会

(司会)ただいまから、第11回青森県市町村合併推進審議会を開催いたします。

はじめに、当審議会委員の再任につきまして、各委員からのご承諾を賜り、昨年10月24日付けをもちまして委嘱いたしました。また、会長は引き続き末永会長、会長職務代理者は前山委員が選任されましたことを改めてご報告いたします。よろしくお願いたします。

続いて、本日は、審議会委員10名のうち、8名の委員の皆様のご出席をいただき、会議は成立していることを報告いたします。

それでは議題に入りますが、当審議会では会長が議長を務めることとなっておりますので、この後の議事進行は、末永会長にお願いいたします。

## 2 議題

### (1) 検討対象市町村（風間浦村、佐井村）及び構想対象市町村の状況について

（末永会長）末永でございます。またもう一期、会長を務めさせていただくこととなりました。これからもよろしく申し上げます。

それでは、議事次第に従って進めさせていただきます。

最初に、議題（1）の検討対象市町村（風間浦村、佐井村）及び構想対象市町村の状況についてでございます。

前回8月24日開催の第10回審議会においては、検討対象市町村等の中で動きがあった地域を、順次、審議会の議題に取り上げるということとしておりましたが、今回、風間浦村を中心として動きがあったことから、風間浦村と佐井村を取り上げて審議いただきたいと思います。併せて、合併構想に位置づけられました平川市と田舎館村、五戸町と新郷村のその後の状況についても事務局から報告をいただき、確認したいと思います。

最初に、風間浦村と佐井村についてですが、こちらに関しましては第8回審議会において審議しております。当時の状況といたしましては、風間浦村長はむつ市との合併を目指す考えを表明し、佐井村長は合併については住民や議会の意向を聞きながら慎重に検討していきたいという考えを表明しておりました。また、むつ市長からは、正式な要請があれば両村とも受け入れる覚悟はある、両村においては議会や住民の意向を踏まえ、足並みを揃えて欲しいという考えが示されていたところでございます。

当審議会におきましては、両村ともに住民や議会の意向がまだはっきりしていないことなどから、地元の動向を見ながら、合併に関する意向を聴取するなどして再度審議する。また、それまでに両村でも様々な地域づくり等の議論も行われるであろうことから、当方としては出来る限りそれをバックアップしていき、そのような議論の中で、合併という選択肢も検討されていくであろうということとなったわけでございます。

その後、風間浦村と佐井村におきましては村議会議員選挙が、風間浦村においては村長選挙が行われ、風間浦村長選挙においては、現職の横浜村長が2期目の当選ということになりました。

それから、突然のことではございましたが、杉山市長がお亡くなりになり、その後の選挙により、宮下市長が就任されました。

また、両村へのバックアップということで、県の主催により、風間浦村と佐井村の両方で市町村合併推進懇話会が開催されました。これには私も参加させていただきました。この懇話会においては、これからの地域づくりや合併について率直な話し合いをしたということでございます。

以上のような経過をまず私の方から報告させていただきます。

それでは、続きまして事務局から3市村に関する状況を説明していただき、風間浦村と佐井村の合併の方向性について委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。

事務局、よろしく願いいたします。

（県：中平G L）それでは資料1-1に従いまして、検討対象市町村の状況についてご説明いたします。この資料では今年度に入ってから動きをまとめてございます。先ほどの会長のお話と若干重複する部分もございしますが、順を追って説明いたします。

今年度4月22日に風間浦村長選挙がございました。この中では合併が争点の一つになったわけですが、むつ市との広域合併を公約に掲げる現職が、大間町との合併、そうしたものを目指すとした対立候補を破って当選されました。同日、風間浦村議会議員、佐井村議会議員選挙もございました。

4月26日には、佐井村長がむつ市との合併を検討しているという旨の発言をされてございます。これは、大間町との合併が崩れた中で、合併をする場合の選択肢としてはむつ市しか無いという考えでございまして、ある会合の席で、一緒になったむつ市長にそのような話をされたということが報道されております。

それから5月31日に風間浦村、佐井村との合併に前向きだった前むつ市長が亡くなられ、それを受けまして7月15日にむつ市長選挙が行われました。基本的に、前市政の継承を主な公約としました前議会議長である宮下市長が初当選されたところでございます。

9月30日には、むつ市議会議員選挙がございました。これによりまして旧町村議会議員の在任特例期間が終了し、新むつ市の議員が新たに選出されたところでございます。

このような状況の中、地域の合併に向けた動きを県として更に後押しするといった観点から、11月1日、2日の両日、先ほど会長からもご説明がありましたが、市町村合併推進懇話会を佐井村と風間浦村において開催してございます。その後、6日には、総務省職員と市村長との意見交換会が行われてございます。

恐縮ですが、資料の1 - 2をお開きください。そちらに市町村合併推進懇話会と総務省意見交換会の概要をまとめてございます。

市町村合併推進懇話会は、自主的な市町村合併の推進に向けて地域の円滑な合併協議に向けた気運の醸成を図ること、住民の方々が地域の将来像を見据えたまちづくりに参加する契機とすることなどを目的として開いたものでございます。

11月1日午後佐井村で、翌2日の午前に風間浦村で行いました。県が主催し、それぞれ村が後援した形でございます。参加者は、各村長、村議会議員、村内関係団体である商工会、漁協、社会福祉協議会などの役職者の方、村職員などで、各村、大体50名から60名くらいの参加をいただきました。

開催内容ですが、まず初めに、末永会長から、「これからの地域づくりと市町村合併」をテーマに講演をいただき、その後、その講演を基に、各村長、末永会長、県市町村振興課長が会場の参加者と合併についての意見交換、質疑応答を行いました。

住民の方々の意見をご紹介しますと、できれば単独でいきたいという意見が中にはあったことは確かですが、合併は避けて通れないということはこの懇話会を通じて理解したとか、合併について早急に地域で考えをまとめていかなければならないなどの意見が数多く出され、両村とも合併について非常に前向きな、肯定的に捉えた意見が多かったように感じてございます。以上が、懇話会の概要でございます。

次に、総務省意見交換会ですが、こちらの方は市町村合併の動きがみられる地域に総務省の職員が赴き、市町村合併を取りまく諸課題について直接市町村長と意見交換を行うという目的で行われたものでございます。11月6日の午前中に風間浦村長、佐井村長との意見交換会が、午後むつ市長との意見交換会が行われてございます。総務省からは、自治行政局市町村課住民台帳企画官と自治財政局交付税課課長補佐の両名がいらっしやいまして、県の立会いの下、市長、村長との意見交換が行われました。

最初に、総務省担当者から合併の背景や効果、国内の各団体における合併に向けての取り組み状況の説明があり、その後に意見交換となりました。各市村長からは、それぞれの置かれている地域の現状や、今後の合併についての考え方、あるいは今後の国の合併施策の進め方の確認、国への要望など、幅広い意見が出された状況でございます。

資料 1 - 1 に戻ります。

12 月 5 日に、風間浦村議会市町村合併調査特別委員会が開催され、むつ市との合併問題について協議を行っていくという方針が決定されてございます。

一方の佐井村は、村議会 12 月定例会の中で、村長が、むつ市との合併問題について、任期中、任期は 21 年 4 月ですが、それまでに方向性を決めると考えてはいるけれども、今はまだ申し上げる時期では無いという旨の答弁をしております。

今年に入って 1 月 11 日に、風間浦村長、議長などがむつ市長に対して合併協議の申し入れをしております。その際、むつ市長は、「下北は一つ」という思いであって、申し入れを重く受け止める。ただ、直ちに取り組む状況ではないが、一歩ずつステップを踏みながら進めていきたいということであり、新年度から市、村の事務方による勉強会を開催することをその場で決定しております。

一方、佐井村においては、3 月 7 日に開催された村議会 3 月定例会の中で、村長から、4 月以降に住民の意向聴取を行った上で、議会における協議を踏まえて 9 月までに態度を明確にしたいといった発言がございました。

このように、風間浦村においては大きな動きがあったところですが、佐井村の動きはまだこれからといった状況でございます。

(末永会長) ありがとうございます。

ただ今、19 年度 4 月以降の風間浦村、佐井村の状況について詳細に説明いただきました。

これに関しまして、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

どうぞ、平出委員。

(平出委員) 佐井村についてですが、平成 19 年 4 月 26 日に佐井村長がむつ市との合併を検討しているという旨の発言をしたとあります。その後、12 月 18 日の佐井村議会においては村長が合併問題については申し入れの時期では無いというふうなことを述べているようですけれども、この辺についてもう少し説明をお願いします。

(末永会長) 4 月 26 日の発言は新聞報道でございますので、どの程度の情報があるか分かりませんが、事務局、分かる範囲内でお願いたします。

(県：中平 G L) 4 月から 12 月にかけて大きな動きがあったわけではないのですが、合併に対する住民の理解が得られていないのではないかとというのが佐井村長の考え方でございます。元々地理的にむつ市から多少遠いということや、むつ市の周辺部から合併して良くなったという声あまり聞こえてこないといったこともあり、住民の合併に対する理解を深めながら、再度、選択肢を考えていきたいということだと思っております。

(末永会長) 平出委員、よろしいでしょうか。

ご参考までに付け加えさせていただきますと、佐井村長はかなり揺れ動いているのではないかと思います。中平リーダーから説明がありましたが、やはり住民の意向は無視できないと。自分としてはこうやりたいんだけれども、住民から異なる意見が多少聞こえてきて、さあどうしようかとかなり悩んでいらっしゃるように感じます。

懇話会には私も参加させていただきましたが、住民から、合併に対して前向きではないような意見が出たのは佐井村の方だったかと思えます。それでもお一人かお二人ですが。その方々は、「いや、合併なんかしなくても何とかやっていける」という、私から見ればいささか楽観的な考えではないかとの印象を持ちました。このような住民の意見が多少あることもあって、太田村長はかなりご苦労されているのではないかと考えております。あくまで参考までですが。

その他、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

先ほどもリーダーから説明があったとおり、風間浦村の方は非常に積極的に、やはりどうしてもむつ市と合併をしたいという意識が明確になってきています。佐井村の方は、間もなく方向性としては決めなければならないということも村長も思っているところだと思います。

一方のむつ市ですが、杉山市長の時はいつでも受け入れるとの考えであって、宮下市長も基本的には前市政を踏襲、継承するというをおっしゃっていますので、今後、それぞれの市、村において住民の意向等を十分に勘案しながら合併を決めていくということになるかと思えます。

ただ、むつ市としては、これはかつて杉山市長がおっしゃっていましたが、佐井村と風間浦村がばらばらに入ってくるということではなくて、できれば両村に足並みを揃えてもらいたいと、そのような形で合併問題を考えていくのがベターだと考えているものと思います。その辺を全体的に勘案して、私の率直なところを申し上げますと、今後むつ市と風間浦村で開催される予定の勉強会の進捗状況、それから佐井村においては4月以降に方向性を決定することですので、その辺の情報を十分に把握しながら、また、あと2年という新法の期限を考慮しながら、構想への位置付けなどについて検討をしていくということが、まず第一番目に考えられると思っています。

そのためには、もう少し状況を把握しながら、また、合併に向かうために何がどのようにネックになっていてどう解消すればいいのか、どういう条件出しをすればいいのか、その辺について、事務局と私の方で両村と1市に出向きまして、臨機応変にいろいろご相談申し上げながらやっていきたいと考えているのですが、いかがでしょうか。

本来であれば、その都度審議会にお諮りすべきとは思いますが、この審議会もなかなか簡単には開けませんので、できれば私が事務局と日程等を調整して、もちろん事後報告は全部いたしますが、そのように今後やらせていただきたいと思いますので、ご承認いただけますでしょうか。

では、もう少し地域における動きを十分に把握しながら、何とか2年以内に新しい方向付けができるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

はい、どうぞ。

(平出委員) 今の会長のお話については、私も全面的に了承するわけですが、風間浦村の方がかなり先行していて佐井村とのギャップがあることがちょっと懸念されるんですね。これがもし実現しないとすれば、旧五戸町と旧倉石村が一緒になったのに新郷村が取り残されたという、こういう悪

い格好になるのが一番困るので、その辺は十分注意しながら進めていく必要があると思います。

(末永会長) 全くその通りだと思います。

新郷村のケースと今回の佐井村の状況は異なるところがありますので、そうはならないと思いますし、させてはいけないと思いますので、もちろんその点を十分に考えてやっていかなければならないと思っております。

では、大変恐縮ですが、私が事務局と1市と2村の意向等を確認しながら、一つの方向性を考えて、それをまた皆さん方にお諮りをするという形で進めてさせていただくということでご了承いただいたということにして、議題1の最初の方、これに関しましては議論は終わりということにさせていただきたいと思っております。

それでは次に議題の1の後半の構想対象市町村の状況についてです。こちらにつきましては、平成18年10月に、新法内に合併をすることが望ましい組合せとして、構想の中に五戸町と新郷村、平川市と田舎館村を位置付けたわけですが、その後、これらの構想対象市町村がどのような状況になっているか、事務局からご報告をいただいた後に、ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(県：中平GL) 資料の1-3に構想対象市町村の状況をまとめてございます。過去の経緯も含めて時系列にまとめてございますので、順を追って説明いたします。

まず平川市と田舎館村についてです。

平成18年6月30日に田舎館村から平川市に対して合併協議会の設立要請がございました。その後7月に入って、平川市から、「まだ合併したばかりであって、再度の合併検討には時期尚早」との考え方が示されました。ただ、合併そのものを否定したということではなくて、市議会議員選挙が終わった後に再検討の含みを持たせたような回答でありました。

そういったこともありまして、10月に市町村合併推進構想を策定した際、この組合せを構想対象市町村に位置付けたところでございます。

今年度に入って、7月1日に平川市議会議員選挙がありました。在任特例期間が終了し、新市議が誕生したところでございます。

その後、9月16日に田舎館村議会議員選挙があつて、こちらの方も定数を大幅に削減いたしましたけれども、各種の状況が整ってきたということもございまして、先ほどの風間浦村、佐井村と同じように11月5日に総務省意見交換会が実施されております。こちらは平川市長と田舎館村長同席の下、総務省職員との意見交換が行われたところでございます。

こういった状況を経て、12月7日に平川市議会議員全員協議会が開催され、この中で合併協議の取扱いをどうするかということが議論されたのですが、合併協議自体に賛否両論の意見がある状況でもあり、まずは両市村の議員の代表者で課題を話し合ったらどうかということが了承されてございます。

それを受けて12月11日に平川市から田舎館村に対して、議員同士による代表者会議の開催を提案したのですが、17日に田舎館村は、「議会代表者だけによる検討の場設置ということではなくて、行政と議会の代表者による話し合いの場を設けて欲しい」、また「その際に平成18年6月に申し入れた合併協議会設置の要請についての回答をして欲しい」という旨を平川市に回答したところでござ

ざいます。

それを受けて、今年に入って1月10日、両市村の代表者として正副市村長、正副議長、事務方のトップによる協議が行われてございます。その際に平川市からは「合併して3年目であり、市民から合併して良かったという声が聞こえず、新市の一体感を高めていくことが重要な段階であり、更なる合併に対する市民の理解が得られていない状況である。従って合併は時期尚早であり、合併協議の申し入れについては白紙にしたい。ただ、合併そのものはいずれしなければならないと考えており、今後双方で合併気運が高まった時は合併について改めて協議をしたい」といった旨の回答がございました。

これに対して田舎館村は、その場で了承し、翌日、議員全員協議会を開催して内容を報告したところです。全員協議会では、田舎館村としては平川市以外との合併は考えていないことから、平川市がそのような状況であれば、当面単独運営していくという結論になったところでございます。

こちらにつきましては、直ちに合併協議に向かうという状況では無くなってきたところではございますが、合併の必要性そのものは双方理解しているところであり、合併協議は今後双方の状況が整ってからという状況でございます。

続いて、五戸町と新郷村の状況についてです。

こちらと同じような時期、18年8月に新郷村から五戸町に対して合併協議の申し入れを行ってございます。その後10月に合併推進構想に位置付けたところですが、五戸町からは11月20日に、ここは合併時いろいろな経緯もございましたので、五戸町の方からは「合併協議の場の設置は直ちに行う状況にはない。合併協議は今後の気運の醸成次第だ」という旨の回答をしてございます。今年度に入りまして、19年5月29日の五戸町長選挙では現職が当選され、今年2月28日に五戸町議会議員選挙がございました。こちらの方もこの選挙によりまして旧町村議員の在任特例期間が終了し、一応、前回の合併に一区切りがついたような状況になってございます。

そして今後についてですが、20年4月1日に町村合併に先駆けて、五戸町商工会と新郷村商工会が合併することが決定しております。そういった状況がございまして、新郷村が五戸町に合併協議を申し入れた時点に較べれば、かなり状況が整ってきているものと考えてございます。

(末永会長) どうもありがとうございました。

ただ今、リーダーから構想対象市町村の現況について、具体的には平川市と田舎館村、それから五戸町と新郷村、この両地域の動きについてご説明いただきました。

ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

では、私の感想から申し上げますと、まさしく説明いただいた通りでございまして、これから合併が必要だということは、どこでも認めるんですね。ただ、まだ合併したばかりで、新市、新町のまちづくりを進めるためにどうしてももう少し努力が必要だということで、他のものを入れるということに対しては時期尚早という意見がまず出てくるんですね。ただ、五戸町と新郷村の場合はちょっとわだかまりが残っていたのかなとも思いますが、いずれにしましてもそういう状況であります。合併の必要性や、将来的にはもう少し大きな合併を目指していくべきということは異口同音におっしゃるのですが、いざとなると今のところはまだちょっとというところだと思います。

どうでしょう。ご意見等ございましたら、是非お願いします。

なお、五戸町商工会と新郷村商工会の合併は、実は画期的なことをごさいますて、市町村が合併しても経済団体等の合併がなかなか進まないという全国的な状況の中で、市町村の合併に先駆けてやるということは、大変画期的かなと。もちろん、新郷村の商工会がにっちもさっちもいなくなっているという状況であることは確かなんですけれども、それにしても、この辺が一つの足場になって、市町村の合併が動き出す可能性も無きにしもあらずかな、と思います。

松井委員、どうぞ。

(松井委員) 五戸町と新郷村との合併についてのわだかまりというのは、どのような点なのでしょうが。

(末永会長) 私、実は五戸町、倉石村、新郷村の合併協議会の委員をやっておりまして、知っている部分もあるのですが、最初は任意協議会ということで1町2村が合併に向けて協議を行っていました。ところが最終段階で、さあいよいよ任意協から法定協に移行しようと、新しい町を作るための最終段階の協議に入ろうといった時に、新郷村の方から、「いや、ちょっと待て。今までの1町2村の合併では小さすぎるから、八戸市と合併しよう。」という提案があったんです。それで大変混乱いたしました。結果として、新郷村が協議会を抜け、五戸町と倉石村1町1村の合併になっていったということがありました。それで、合併後の五戸町においても、議員や住民の中に、あれほどまでに議論をしながら急にそういったことに対して、「あれはけしからん、あんなものは受け入れてやらない」と、そういう雰囲気の一部にあったのかと思います。

しかし、そうは言っても、もうかなり経ちますので、その辺も大分解消してきているかなと思いますし、更に言えば、五戸町の三浦町長も、最後まで何とか1町2村でやりたいと言って非常に努力された方ですから、新郷村が合併をしたいと言った場合、これを受け入れるという態勢は基本的にいつでもあるのかと思います。ただ、やっぱりそういった経緯や住民の感情などから、やっぱりちょっと早い、もうちょっと待てということだと思います。

では、平川市と田舎館村に関しましては、平川市の方が「合併を拒否するわけではない、しかし時期が早い」ということをごさいますので、ここに急に割り込んでいくわけにもいきません。もうちょっと状況を見ながら、その中で一つでも機会が出てくれば我々の方としてもサポートしていくということになるかと思っています。

それから五戸町と新郷村に関しましては、五戸町議会議員選挙も終わりました、ただいま松井委員からご質問があったのですが、わだかまりについても解消されてきていると思います。ですから、今後合併に向けた動きが、比較的早い時期に出てくるかもしれません。その辺を我々としては十分に注視していきたいと思っています。

いずれにしても、平川市と田舎館村、五戸町と新郷村では若干状況は違いますが、我々としては動向を十分に注視しながら、タイミングを捉えて、事務局と私の方でまたご相談等を申し上げて、皆さん方のご承認の下、こちらから出向いたり、懇話会等の開催を検討するというをやらせていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

よろしいですか。

皆さん方には、事後、ご報告を申し上げますが、ご承諾をいただいたということにしたいと思います。ありがとうございました。



## (2) その他

(末永会長) それではその次に、議題(2)のその他とありますが、まず委員の方々、再任されて最初の審議会ですので、2年間やってこうだった、ああだったということや、今後の進め方についてのご提案等ありましたら、まずそれをお伺いして、その後、事務局に昨今の国等の情勢について説明いただくということにしたいと思いますが、何かございますでしょうか。

どうぞ、北村委員。

(北村委員) 本日の議題に関わることで、その他ということなので。

まず、風間浦村と佐井村についてですが、たまたま先週大間町の「下北半島大間町“女まぐろの会”」に呼んでいただいて、出掛けてきたんですけれども、北通り3町村の町長と村長、女性たち、住民が和気藹々という雰囲気でした。建前や本音はあるでしょうが、3地区の皆さんは本当に一致団結して集まって、これもまた仲がいいんですね、ですから、「どうして合併できないの？」と女性達に聞くと、そんなことでしないのと思われるような理由であったりして、いや、それが本当かどうかは分かりません。しかし是非、住民の方々の深いところの本当の意見を、きちんと吸い上げる手立てはないものかと感じたところでございます。

それから、平川市と田舎館村についてですけれども、私、弘前市に住んでいますので知人の多い地区なんですね。ここでやっぱり気になるのは、合併した後、住民から合併して良かったという意見がないと。それ以前に、役場の職員間にも不満げな雰囲気があって、その中で仕事をしているというところはものすごく大変なことだと。ですから、明日を見て、今は苦しいけれども明日に希望を抱いて役場職員が働いてくれることが、あらゆる可能性を生み出すのではなからうかと思っておりますので、先生のお力をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

(末永会長) ありがとうございます。大変貴重なご意見をいただいたと思います。

私から若干感想を申しますと、2番目の方、住民や職員から、なかなか合併をしても効果がないじゃないかという声があることについてですが、私は、ちょっと性急に事を求めすぎているのではないかと考えております。合併のメリットは、まさに合併をしてからの努力によって本当の部分が出てくるのではないかと思います。

実はこの間、県主催により「これからの市町村づくりシンポジウム」が開催され、私、コーディネーターをさせていただき、藤崎町長がパネリストの一人として参加しましたがけれども、藤崎町長が大変素晴らしかったのは、合併して良かったとまず思いたいと、さらにいいものを作っていきたいと発言されたことでした。町長が非常に前向きで積極的な方向性を持っているんですね。ですから、今、北村委員がおっしゃったことに関しますと、首長が方向性をきちっと見せることによって、それが多分職員の方々、住民の方々にも浸透していくものかと思っております。

それから最初の方、なるほど、本当にそうですね。北通り3町村というのは歴史的にも文化的にも経済的にも一体性を持っている地域ですね。ただ、私、2月の26日から27日まで、九州の玄海町に行ってきたんですが、ここには九州電力の原子力発電所が4基あります。その隣は唐津市で、唐津市も呼子町などと合併をしたんですが玄海町を何としても入れたかったんです。入らないんで

すね、何故か、原子力発電所のある所は入らないんです。同じように、ついこの間、先週の金曜日、土曜日と新潟県の柏崎刈羽に行って来ました。柏崎市も合併により大きくなりました。刈羽村は柏崎市に完全に囲まれています。入らないんですね、ここだけは合併しない。

つまり、原子力発電所があると歳入がかなり違うんです。最初は電源三法交付金、その後も固定資産税等。そうすると、やっぱりなかなか難しい。大間町の場合は、もちろん金澤町長がしっかりした地域づくりを考えた上でのことと思いますが、原子力発電所があるところの合併が難しいのは全国的な傾向で、単に青森だけのことではないなという気がいたしました。

ただ、それはそれとして、北村委員がおっしゃるように、やっぱり住民の方々のつながりや地域的なまとまりがあることを踏まえて、もう一度考えていただく、こういうことを我々としても考えるべきだと思っております。

先ほど、むつ市と風間浦村、それから佐井村について審議したところですが、事務局には、北村委員のご意見を踏まえて、状況に応じて大間町の動向等についても念頭においていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

その他、ご提案、ご意見ございますか。

どうぞ、平出委員。

(平出委員) 三戸町と田子町についてですけれども、田子町は引き続き合併の意志があるようですが、三戸町の場合にはまだ町長をはじめ独立独歩のスタンスのようです。

ただ、隣の南部町が合併して、最近、経済的にも元気が良くなってきているんですね。相乗効果がそれなりに南部町に出て来ているようで、元気になってきている一方、三戸町がどうももう一つ元気がない。どちらかと言うと沈滞したままである。そういう状況の中で、三戸町の住民の中には「このままじゃダメだ」という、そういう意識が少しずつ高まってきているようです。

それから、三戸町と田子町、それから二戸市も入って1市2町でもって、桜の時期に議会議員が皆一緒になって懇親会を開くということが2年前から行われているようです。そんなこともあって少しずつ動いているのではないかなという気がいたしますので、この地区についても注視をしていく必要があるのではないかと思います。

(末長会長) ありがとうございました。

三戸町と田子町に関しましては、昨年、両町長の意向を確認し、ご報告申し上げたところですが、その後、動きがあるということでしたら事務局の方でよく注視していただいて、三戸町、田子町、それから南部町ですね、これらを入れた形においてこれからも合併の方向性等を探っていくこととしたいと思います。

それから南部町の方は、これは工藤町長が合併以前から引き続き、意欲的に地域づくりに取り組んでいらっしゃるのので、何かの機会に一つの成功例としてシンポジウムか何かをやったらどうでしょうか。これも事務局において検討していただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

他にございますか。

良原委員、どうぞ。

(良原委員) 同じような話になるかと思えますけれども、合併新法の期限まであと2年間ということで、時間の問題があるかと思えます。今、割り込んだりとか急に話をするというわけにはいかないでしょうけれども、これまでの合併の状況を見ますと、2年間もあつという間に過ぎてしまうのではないかなと思えます。やはり、バタバタと合併しなくちゃということで、肝心の詰めなくてはいけないものを詰め残して合併して、その後に、やはり合併してもいいこと無いということがあったり、住民の不満があったり、不公平だったりサービスの低下があったりということで、これまでの合併から学ぶものがかかなりあると思えますので、これから県にお願いしたいのは、やっぱり合併までの手順につきまして、先ほどお話のありました民意の汲み取り方について、更に工夫を凝らして、誠実に住民の方に理解していただくような方向でやっていって欲しいと、これは要望でございます。

(末永会長) ありがとうございました。

いろいろご意見をいただきました。これからの5年後、10年後の基礎自治体としてのあり方を見据えた場合、合併は一つ的手段として重要だし、青森県の場合は更に、1万人未満の町村が12、それから飛び地等がございますので、もちろん強制をするわけではありませんが、十分な話し合いの下に合併を推進できるなら推進する方向でこれからもご審議いただく、そしてまた事務局からはいろいろな情報に基づいて提案をいただくということにしたいと思えます。

では事務局、その他ということで、いくつか情報提供をよろしくお願ひします。

(県：中平GL) 前回の審議会では、今後の審議を進めるにあたっては、第29次地方制度調査会の議論も始まり、基礎自治体の果たすべき役割や小規模町村に対する方策が議論されていくことになることから、これらの動向も見ながら、これからの市町村や地方自治のあり方について、これまでどちらかと言うと下から積み上げた議論をしてきたところですが、もう少し下降論的な議論をしたいといったお話がございました。

まだ国の方の議論自体が煮詰まっていない状況ではありますが、今後の参考にしていただくため、当面の検討状況について資料2に従ってご報告したいと思います。

資料2をご覧ください。

地方分権改革等の検討の状況をまとめてございます。地方分権改革、あるいは基礎自治体のあり方などに係る検討としては、現在、地方分権改革推進委員会と第29次地方制度調査会の二つの機関で調査審議されているところでございます。

地方分権改革推進委員会は、地方分権改革推進法に基づいて地方分権改革を推進していくための具体的な調査審議を行うために、平成19年4月に設置されたものでございます。

実は、分権改革自体は平成12年にも行われており、その際、国と地方の関係を上下主従の関係から対等協力の関係に改める見直しが行われたのですが、ただ依然として許認可基準や補助基準など、国の細かな関与が残ったということ、また、地方分権にふさわしい税財源の確保がなされていないといったことがございまして、これらの解消を図るため、現在の地方分権改革が進められているものでございます。

従って、この地方分権改革推進委員会の調査審議事項を3点ほどまとめますと、まず一つには、国と地方の役割分担の徹底した見直しということでございます。地方に出来ることは基本的に地方に委ねるといのが地方分権の基本的な考え方でございますので、そういった考え方に基づいて国

と地方の役割分担の徹底した見直しを行って、更なる権限移譲を進めるとともに国の義務付けとか関与の見直しをすることが1点目の調査審議事項であります。

2点目は、国から地方への思い切った税源移譲を推進し、分権型社会にふさわしい地方税財政制度を整備すること、3点目は、地方自治体自らの行政体制を整備すること、こういったことを中心に議論が進んでいるところでございます。

一方の第29次地方制度調査会についてですが、地方分権改革を進めていくということで、国の事務権限をある程度縮小して地方に移譲していくためには、地方側の自治能力の向上が不可欠になるため、分権改革の議論と併せて、その受け皿となる基礎自治体のあり方の検討が必要になってくるし、新合併特例法自体も期限が平成22年3月まででございますので、その後の合併の進め方というものを検討して行かなくてはいけないということでございます。

こういったこともございまして、平成19年7月に総理大臣の諮問機関である第29次地方制度調査会が設置されてございます。総理大臣からの諮問事項は、一つ目が市町村合併を含めた基礎自治体のあり方ということ、二つ目が監査機能の充実強化等、最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方についてでございます。委員の任期は2年間ですので、平成21年7月の任期終了までに審議内容を答申するというところでございます。

地方分権改革推進委員会の方については、実は、地方分権改革推進法自体が3年間の時限立法となつてございます。従いまして、調査審議が進んだものから順次政府に勧告していくということになっております。

次のページに移ります。

19年11月の地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」の概要についてまとめてございます。まず、左側の一番上のところですが、この「中間的な取りまとめ」は、勧告に向けて検討の方向性を示す羅針盤として位置づけているところでございます。この「中間的な取りまとめ」によって、各省庁に検討の具体的な方向性を示して、各省庁からの報告を踏まえた上で内容を委員会として整理して、その上で順次、政府に必要な部分を勧告していき、最終的には政府が地方分権改革推進法の期限である平成22年3月までの間に地方分権改革推進計画を決定して、新分権一括法を提出する、そういった動きで進んでいるところでございます。

分権改革の目指すべき方向性をまとめているのが青い部分のところですよ。

分権改革はあくまでも地方が主役の国づくりを進めることであると謳ってございます。そのためには中央政府と対等協力の関係にある地方政府の確立が必要であるということです。ここで言う地方政府とはどういうことかと言うと、自治行政権だけではなくて、立法権と財政権についてもある程度の自治権を持つ完全自治体を目指すということです。そのためには抜本的な権限移譲の推進、特に住民に身近な基礎自治体への権限移譲、こういったものに重点的に取り組むということでございます。

それから、その下に法制的な仕組みの見直し等についてまとめてございますけれども、国による義務付けとか枠付け、あるいは関与の徹底した見直しを行う他、国の法令を地方の条例で上書きする、つまり一旦国で決めたものを地方が修正できるような条例制定権の拡大を図るとしてございます。

その他、のところに書いているのですが、現在各都道府県の条例に基づいて都道府県の事務権限を市町村に移譲できる制度、これは平成12年の地方分権一括法の制定により創設されたところで

すが、その中で移譲が相当数に及んでいる事務については、県の事務ではなくて市町村の事務とすることを法令上制度化すると、そういった方向で検討されているところでございます。

それから、右側に、個別の行政分野あるいは事務事業の見直しの内容についてまとめてございます。詳細については3ページになりますが、いずれも国と地方の役割分担の見直しに伴う事務事業の見直しを求めているものでございまして、現在、この内容を基に各省庁が検討して、その中からいろんな意見をいただいて必要な勧告をする方向で整理されている状況でございます。個別の説明につきましても省略させていただきます。

それから、緑色のところに税財政の関係をまとめてございます。国と地方の財政関係ということであれば、現状では国と地方の歳出の割合は、国が4、地方が6であるのに対して、実際の歳入、税源の配分は、国税が6割、地方税が4割という状況でございます。結局、地方で歳出が上回って歳入が足りない部分を、国が地方に補助金ないし交付税で配分している状況なのですが、できるだけ国と地方の税源配分を5：5になるように地方税財源の充実の確保を図るための改革を進めていくといった検討が進んでございます。

ただ、その見直しをする際には、どうしても地域間で財政力上の格差が出てくるので、単純に税だけで配分してしまうと都市部だけが有利になる状況も想定されますので、税財源の配分の改革と併せて、税源偏在の是正策、こういったものを一体的に検討している状況でございます。

それから、一番右側に、分権型社会への転換に向けた行政体制についてまとめてございます。分権型社会への転換を検討する中で、結局、市町村が単独ではやれないような事務事業も出てくるのが想定されますが、そういった場合、広域連合を活用するなど広域連携の拡充策を図ることとしている他、大都市制度のあり方の検討や、国の地方支部局の見直しを併せて行うこととしてございます。国の支部局の見直しということ言えば、個別の行政分野の見直しとも関わってきますが、道路を例にとると、国道の一部区間は国が管理して、それ以外のところは県が管理、都道府県道については県が管理、市町村道は市町村が管理という、道路の規模などによって管理区分が変わってくるわけですが、そういったものを地方に移譲することによって、現在の国の管理事務所などが不要になる余地があるなどというような、いろいろな見直しについての検討が行われているところでございます。

3ページを飛ばしまして、4ページに、「中間的な取りまとめ」の中で基礎自治体のあり方について触れている部分を抜粋してございます。先ほどと重複する部分がありますが、まず一つとしては、地方分権改革を進めていく上での基本姿勢としては、基礎自治体に事務事業を優先的に配分することが地方分権改革の基本原則であり、その基本原則に従って役割分担を見直ししていき、自治制度の新たなあり方を幅広く検討すべきであるということでございます。

二つ目として、基礎自治体優先の基本原則の下で、基礎自治体が地域における総合行政を担うことができるような仕組みづくりが必要であること。結局、基礎自治体が地方分権改革の中心であるといったことをここで明確にしているものでございます。

それから、その下の分権型社会への転換に向けた行政体制としては、分権型社会に求められる基礎自治体としての役割を担うことができるように、今、平成の大合併が進められているといったこと。それから、合併を進めた上で基礎自治体としての役割を自ら担うことが難しいような場合には、広域連合等の多様な連合の形態を導入できるようにすることが必要であるということでございます。基本は市町村合併によって基礎自治体の体制整備を図ることとし、それが出来ない場合には何

らかの補完する仕組みを考えていくということでございます。ただ、どのような仕組みになるのかについてはまだ議論が進んでおらず、今後、地方制度調査会の議論も踏まえて議論されていくといった状況でございます。

5 ページには、第 27 次地方制度調査会における基礎自治体についての議論についてまとめてございます。第 27 次地方制度調査会は旧合併特例法後の合併の進め方を含めて調査審議され、基礎自治体のあり方について答申されたところですが、その内容を見ますと、一つ目が経済社会活動が広域化・グローバル化する中で、都道府県が広域自治体として地域の戦略的な役割を果たすことが求められているのに対して市町村には基礎自治体として地域において包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されているということ。二つ目が、今後の我が国の行政は基礎自治体優先の原則をこれまで以上に実現していくことが必要であるということ。その中で今後の基礎自治体は、住民に最も身近で総合的な行政主体としてこれまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であって、そのためには一般的には基礎自治体の規模、能力を更に充実強化することが望ましいといったことであります。

これが 27 次地方制度調査会の議論であります。これを受けて、6 ページにあります第 29 次地方制度調査会の議論が現在行われております。ここでは審議項目をまとめてございますが、まだ審議項目にそって現状把握等に努めている段階でございます。方向性がまだ出ていないものですから、審議項目についてのみご紹介したいと思います。

今回の大きな観点の一つである市町村合併を含めた基礎自治体のあり方という部分では、まず、合併した市町村、合併をしていない市町村、これらの評価、検証、分析を行うということが第 1 点として挙げられております。その上で基礎自治体がどういう役割を果たすべきかという根本的な議論を行っていくということ。この中では、現在の基礎自治体は規模の大小に関わらず基本的に同じ事務権限を持っているわけですが、本当に基礎自治体の権限が一律でいいのか、あるいは同じではなくて複数のタイプがあってもいいのかと、そういったことも含めてこの中で議論をするものでございます。その上で、基礎自治体として期待される役割を担うことが困難な小規模町村、これに対する方策が検討されるということです。

この検討の基本となるのが、第 27 次地方制度調査会における特例団体制度についての議論です。これは、当時の西尾副会長が私案として出した、小規模町村は窓口サービスだけを行い、それ以外の事務については基本的に都道府県や周辺の市が行う方式とか、あるいは小規模町村は他の団体に編入し、内部団体とする方式とか、そういった議論なのですが、これらにつきましても第 29 次地方制度調査会の中で引き続き議論を行い、小規模町村に対する方策を探っていくこととなっております。

その他、地域自治区や地域コミュニティのあり方、あるいは大都市制度についての考え方を整理した上で、2 点目として、チェック機能の充実を挙げております。地方分権を進める上で、監査委員や議会のチェック機能がこれまで以上に求められるため、これらの充実強化策についての議論を行うということ。

それから 3 点目としては、地方税財政のあり方そのものを議論していくということでございます。

先ほど申し上げましたように、まだこの審議自体がこれ以上の状況を報告するものが無いため、審議項目についての紹介に留めさせていただきます。

最後、7ページは地方分権改革推進委員会と地方制度調査会の委員名簿でございます。

当面の審議の状況としては以上の通りですが、地方分権がどのように進んでいくのかということ  
は市町村のあり方に関わる大きな事でございますので、県としては先般2月18日、「市町村のあり  
方を考えるシンポジウム」を開催いたしました。この中で地方分権改革推進委員会の事務局長でも  
ある北海道大学の宮脇教授に、「地方分権改革と21世紀の市町村」をテーマに講演していただきま  
して、市町村長、議員、市町村職員、一般の県民の方約250名により、地方分権がどう進んでい  
くのかとか、あるいはその際に市町村がどうあるべきか、これは合併の推進を含めての話でございま  
したけれども、そういったことを考えていただくための機会を設けたところでございます。

いずれにしろ、地方分権が進んでいく中で基礎自治体がどうあるべきかということについては、  
これから具体的な議論が進んでいく段階でございますので、内容がもう少し明らかになり次第改め  
て報告したいと考えてございます。

(末永会長)ありがとうございました。

この審議会は、市町村合併推進のための審議会でございますが、これからの国の議論が大変重要  
になってきます。特に、いわゆる基礎自治体のあり方ですね、この辺が極めて重要になってくる  
ということで、地方分権改革推進委員会等の議論についてご紹介いただいたということでございます。

リーダーからの説明のとおり、まだ途上でございまして、これから最終的にどうなっていくのか  
予断を許さないところでございますが、今のところの方向、要するに、基本的には地方分権とい  
うことで、基礎自治体の力を強めていく、時には地方政府という言葉も出てくるわけではありますが、  
あらゆることに関して地方が責任を持ってやっていくという方向が明確になってきているものと、  
私は認識しております。

何かご質問はありませんでしょうか。

では、基礎自治体のあり方、あるいは小規模町村、そういったものに対する方策が出てくれば当  
然本県の市町村のあり方等についても議論しなければいけないと思いますので、今後内容が明らか  
になり次第、ご報告をいただいて、我々の議論のための材料と言いますか、参考にさせていただき  
たいと思います。よろしいでしょうか。

今日準備された議題は以上でございますが、特に何かございますか。

無ければ、次回の審議会についてでございますが、本日の議題の(1)として取り上げた、風間  
浦村、佐井村、そしてむつ市も絡みますが、この地域の動向、それから五戸町と新郷村、平川市と  
田舎館村、あるいは平出委員から情報提供がありました三戸等、この辺の動向を注意深く見ながら、  
特に風間浦村、佐井村ですが、私と事務局の方でいろいろとアプローチをして、まとまりが出てき  
たなどのしかるべき時に第12回の審議会を開かせていただきたいと思っております。

多分7月ぐらいになるかと思いますが、事務局と私の方で時期等を調整して、ご審議いただくこ  
ととしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

最後に県の方で何かありましたらお願いします。

(県：海老原部長)本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただき、合併についてご審議いただき

ました。ありがとうございます。

合併の議論については、住民の皆さんに地域の将来を真剣に考えていただく大変重要な課題であると思っております。今日、風間浦村、佐井村、それから構想対象市町村についていろいろご意見をいただきました。こういった議論をしていくことで地域の皆さんにいろいろ地域のことを考えていただくきっかけになるわけでありまして、本当に貴重な場であったと改めて思っているところがあります。

会長にはまたむつ市、佐井村、風間浦村に行っていただくということで、ご苦勞をおかけするわけですが、事務局もしっかり務めていきたいと思っておりますので、よろしくご指導方お願いしたいと思っております。

今日の議論の中で、私、本当にそうだなと思いましたが、民意をしっかり汲み取るべきだとの複数の委員からのご意見でした。また、三戸町の動きに対する貴重なご指摘、情報もいただいたわけであります。また会長からはシンポジウムを開いたらどうかというアイデアもいただきまして、これも宿題としてしっかり受け止め、検討していきたいと思っております。

基礎自治体のあり方の議論についての説明も最後にさせていただきましたが、人口減少が進んでいく中で、人口1万人未満の町村をどうしていくのか、地方制度をどうしていくのかということが国等において議論をされておりまして、今まで市町村というのは360万の横浜市から2,000人の小さな村まで権能は全く同一なんです。ところが諸外国を見ると、人口規模に応じて権能に差をつけているところもあるわけです。ですから、極端なことを言えば、小さい村にあっては窓口機能しか果たせなくて、それ以外は隣の大きな市にやらせよう。これは水平補完というものです。あるいは県にやらせよう。これを垂直補完と言います。そういったところまで検討が始まっているということでもあります。自治のあり方の根本に関わる話ですので、簡単に結論が出るものではないし、また出していいものでもないと思っておりますけれども、人口減少という大きな流れの中でのこの審議会の議論は大変重要だと改めて思ったわけであります。

合併新法もあと2年ということになりました。これから4月以降、さらに重要性を増してくると思っておりますが、引き続きのご指導をお願いいたしましてご挨拶に代えさせていただきます。またよろしく申し上げます。

(末永会長) どうもありがとうございました。

さっきリーダーからご紹介があった市町村のあり方を考えるシンポジウムについてですが、多分間もなく、ホームページで閲覧することが出来るかと思っておりますので、是非ご覧いただきたいと思っております。

では、本日は大変ありがとうございました。また次回、よろしく申し上げます。

### 3 閉 会

(司会) これをもちまして、第11回青森県市町村合併推進審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。